京都府介護支援専門員法定研修　感染拡大予防ガイドライン

1. はじめに

介護支援専門員の法定研修のうち、当会が実施をする「再研修」「更新研修（実務未経験者）」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅰ」「専門研修・実務経験者更新研修課程Ⅱ」「主任介護支援専門員研修」「主任介護支援専門員更新研修」については、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止のため本ガイドラインを基に運営をする。受講者においても、感染防止の観点から本ガイドラインの内容を了承したうえで受講をすること。なお、このガイドラインの内容は、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。

2. 感染症対策についての基本的事項

・講師やスタッフ及び受講者に対するマスクの着用等の協力を求める。
・研修会場に手指消毒薬を設置する。

3. 体調管理

・受講3日前から受講当日までに発熱や咽頭痛、咳や倦怠感、味覚・嗅覚異常等の新型コロナウイルス感染症等の感染症の疑いのある症状が出ている場合は、事務局に事前に申し出た上で、受講を自粛する。
・新型コロナウイルス感染症等に感染していても、自宅で受講できる場合は受講しても良いが、喉が痛くて声が出ない、または発熱、倦怠感等で研修に集中できない場合は受講を自粛する。
・新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した場合の研修参加への判断基準は医師の指示に従うこととし、必ず事前に事務局に申し出る。

重要事項

感染症関連で研修が受講できなかった場合、コースの振替等により研修修了ができる方法をあらかじめ準備しているため、決して事実を隠して受講しないこと。

4. 研修の開催基準について

感染拡大の状況にあっては、やむを得ず研修の開催を「延期」・「中止」または研修の方法を一部変更することもある。

（令和２年７月１日作成）
（令和２年８月 12 日改訂）
（令和３年４月 30 日改訂）
（令和３年８月 20 日改定）
（令和３年８月 24 日改定）
（令和４年８月 19 日改定）
（令和５年４月 27 日改定）
（令和６年４月１日改定）
（令和８年４月１日改定）
公益社団法人 京都府介護支援専門員会